

## 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定支援委託事業者選定審査基準

### I 審査基準

#### 1 業務の視点について

提示している業務内容を的確にとらえて、適切な提案がなされているか等を評価する。

#### 2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき目的や支援内容が明確であり、かつ計画策定により有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているかどうかを評価する。

- (1) 現計画の進捗状況の把握、検証、課題抽出が適切であること。
- (2) ニーズ調査の方針決定、設計、実施及び集計分析等に当たっての支援が適切であること。
- (3) ニーズ調査の結果を基に、各種事業の「設定区域」「確保方策」「実施時期」の設定支援が適切に行われること。
- (4) 新計画の方向性の検討、作成プロセスの組立てが適切であること。
- (5) 子ども・子育て会議、庁内連絡調整会議等の支援体制（会議への出席、資料作成、その他会議運営の支援等）が適切であること。
- (6) パブリックコメント実施の支援体制が適切であること。
- (7) 子ども・子育て会議、パブリックコメント等を通じて吸い上げた民意の反映プロセスが適切であること。

#### 3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は妥当かどうかを評価する。

#### 4 業務実績について

子育て分野の計画策定等の類似業務の受託実績及びその内容は適当か。特に、業務責任者が、子育て分野の計画策定等の業務従事実績を有しているか、及びその内容は適当かを重視し、過去の受託において高い実績を有している場合は高く評価する。

#### 5 業務体制について

業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるかどうか、及び業務責任者に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるかどうかを評価する。

#### 6 提案書について

提案書の内容が分かりやすいものになっているか、分かりやすくしようとする工夫がなされているかどうかを評価する。

#### 7 見積額等について

予算額内で適切な業務内容の提案となっているか、コストパフォーマンスの

優れた提案となっている場合は高く評価する。

## 8 プレゼンテーションについて

提案書の内容を分かりやすく規定時間内（20分以内）に説明しているか。業務責任者や業務担当者に知識、経験及び熱意が感じられるかどうかを評価する。

- (1) 子育て分野の動向について十分な知識を有していること。
- (2) 整合を図る上で、国の子ども・子育て会議の進捗状況や子ども・子育て支援法に基づく基本指針の内容について十分な知識を有していること。
- (3) 先進事例等について豊富な知識を有し、良いものを積極的に取り入れる工夫及び意欲があること。
- (4) 子ども・子育て会議等の場で、必要に応じて計画の内容をわかりやすく説明する説明能力、コミュニケーション能力を有していること。
- (5) 子ども・子育て会議等からの意見を状況に応じて取捨選択しつつ取り入れる柔軟性と判断力を有していること。

## 9 質問事項等について

質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているかを評価する。

## II 評価方法

審査基準に基づき、第一次審査は事前に提出された提案書等による書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査の総合得点で判断する。

## III 審査項目

別紙4「のびゆくこどもプラン 小金井」策定支援委託プロポーザル評点票のとおりとする。

## IV 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、要求レベルをほぼ満たし、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

## V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定する。なお、同点を選択する

こともできる。

## VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点を集計した最上位者を候補者、第2位の者を次点者として選定する。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがある。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととする。